

令和8年度 成木小学校 いじめ総合対策 年間計画

委員会:学校いじめ問題対策委員会 研修:いじめ防止校内研修 調査:いじめアンケート調査 授業:道徳・学活授業

時期	委員会	研修	調査	授業	内容	備考
4月	2日	1			青梅市いじめの防止に関する条例 青梅市いじめ防止基本方針 学校いじめ防止基本方針等について周知 重大事態の判断	青梅市いじめ 防止マニュアル
	16日		1		兼校内児童理解研修会① 教職員の意識向上と組織的対応の徹底 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知	上P. 22 上P. 23
	下旬			1	道徳・学活授業①	
5月	22日		2		兼校内児童理解研修会② 児童のアセスメントと個別指導計画	
	28日	2			心のパスポートの活用	全児童配布
6月	上旬		1		6/9～6/12 日実施 対象期間 4/1～5/31	
	17日		3		SOSの出し方に関する教育 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例	上P. 114 上P. 63
	30日	3			いじめアンケート調査結果について	
7月	14日		4		兼校内児童理解研修会③ 校内スクールカウンセラー研修①	
	中旬				SCによる全員面談(5年)	
	21日	4			保護者・地域・関係機関等との共通理解の形成 ※	
8月	30日	5			いじめ基本方針の見直し・検証 ※	
	下旬				長期休業中における家庭への連絡	
9月	上旬		2		9/1～9/5、対象期間 6/1～8/31	
	8・15日		5		兼校内児童理解研修会④ 長期休業明けの児童の様子 情報共有	
	16日		6		いじめを生まない環境づくり	下P. 80
	中旬				SCによる全員面談(6年)	
	29日	6			いじめアンケート調査結果について	
10月	下旬			2	道徳・学活授業②	
	中旬				SCによる全員面談(4年)	
	21日		7		子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築	上P. 52
11月	27日	7			いじめを許さない指導の充実	
	上旬		3		11/2～11/6、対象期間 9/1～10/31	
	中旬				SCによる全員面談(3年)	
	24日		8		児童の様子 情報共有	
12月	30日	8			いじめアンケート調査結果について	
	上旬				SCによる全員面談(2年)	
	8日	9	9		加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例	上P. 64
1月	22日		10		兼校内児童理解研修会⑤ 校内スクールカウンセラー研修②	
	7日	10	11		いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携 ※	下P. 84
	下旬			3	道徳・学活授業③	
2月	下旬				SCによる全員面談(1年)	
	上旬		4		2/1～2/5 対象期間 11/1～1/31	
3月	26日	11			いじめアンケート調査結果について	
	3日	12	12		学校サポートチームの活用(次年度)	上P. 128
	9日		13		兼校内児童理解研修会⑥ 校内スクールカウンセラー研修③	
	17日		14		兼校内児童理解研修会⑦ 全教職員による児童の状況把握 ※	

色の月、いじめ防止強化月間を示す。

- ◆ 備考欄のページは、『いじめ総合対策』【第3次】上巻【学校の取組編】および下巻【実践プログラム編】(令和7年6月)東京都教育委員会のページを示す。
- ◆ 事例研修は、下巻の「教員研修プログラム」の概要に沿って進める。
- ◆ いじめ防止校内研修は、職員会議等の時間を活用して、計画的・効率的に行う。
ただし、年間3回以上、60分程度の時間を確保して、いじめ防止に特化した研修を行う。
- ◆ 児童全員面談は、スクールカウンセラーを中心に、全学年の児童に対して年間にわたって行う。
- ◆ 「道徳・学活授業」で、信頼・友情・規則・役割・責任などの価値や、望ましい学級生活など、いじめ問題に関係の深い内容の授業を学期に1回は行う。
- ◆ 校内スクールカウンセラー研修は、学校配置のスクールカウンセラーを講師に、学期1回行う。